

非常災害時の休講措置基準の一部改定について

2026年5月29日より、気象庁による新たな防災気象情報が運用され、基準が変更（「警戒レベル4:危険警報」の名称変更等）されたことに伴い、本学の授業休講の基準を下記の通り一部改定いたしました。今後の台風接近や大雨等に備え、以下の変更箇所（下線箇所）についてご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

【休講について】

大学行事または担当教員のやむを得ない事情（公務出張・疾病等）あるいは天災、交通機関の運行中止等により、授業が休講になる場合があります。なお、天災、交通機関の運行中止等に伴う授業措置については次の通りとします。

《交通機関の運行中止、台風等に伴う授業の取扱い》

JR湖西線（堅田-比良間）が運行中止の場合、近江西部に、レベル5:特別警報(種類不問)、レベル4:危険警報(氾濫・大雨・土砂災害)、警報(暴風・暴風雪)が発表された場合の当日の授業措置は、以下の通りとします。

気象庁が近江西部に次のいずれかを発表した場合 ・レベル5:特別警報(種類不問) ・レベル4:危険警報(氾濫・大雨・土砂災害) ・暴風警報 ・暴風雪警報		
発表された後の場合	午前7時00分時点で継続中	1・2時限目休講
	午前7時01分から午前9時59分までの間に解除	3時限目より平常授業
	午前10時00分時点で継続中	全時限休講
発表された場合	授業を中止し、下校する。	

本学が規定する休講対象区域外であっても、ご自身の居住地域や通学経路において警戒レベル4以上の警報が発表され、身の危険を感じる場合は、決して無理をせず身の安全を第一に行動してください。

JR湖西線(堅田-比良間)が運行中止の場合	
午前7時00分時点で運行中止	1・2時限目休講
午前7時01分から午前9時59分までの間に運行再開	3時限目より平常授業
午前10時00分時点で運行中止	全時限休講

その他の災害による授業の取り扱いについて
災害等の緊急事態が発生し、授業に支障があると判断した場合は、その都度、掲示板及びポータルシステム等で大学から指示します。
※ポータルシステムは、インターネットを利用して大学から発信された重要な連絡等の情報を確認するシステムです。→必ず携帯電話に転送設定すること。